

日時場所 令和2年7月20日 午後2時00分 日光市役所 大会議室

出席農業委員 11名  
1番 福田絹江 2番 石下富士男 3番 青木 渡 4番 高橋和子  
5番 高橋久美子 6番 江連一彦 7番 田井 哲 8番 柴田美代子  
9番 吉原廣康 10番 星 一徳 11番 増 渕 勝

欠席農業委員 なし

出席推進委員 19名  
12番 川村耕一 13番 渡邊清美 14番 齋藤 薫 15番 福田隆徳  
16番 加藤英利 17番 早川文子 18番 小池 毅 19番 柏木 武  
20番 神山順治 21番 福田重勝 22番 岡部正一郎 23番 八木澤 清  
24番 福田正文 25番 高村 充 27番 谷野三枝 28番 福田登美子  
30番 神山隆治 31番 福田吉男 32番 阿久津正信

欠席推進委員 なし

傍 聴 人 なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第18号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第19号 農地法第18条（通知）について
- 第5 推薦第4号 日光市工場等立地審議会委員の推薦について
- 第6 推薦第5号 日光市野生鳥獣対策協議会委員の推薦について
- 第7 推薦第6号 日光市農業成長戦略推進会議委員の推薦について
- 第8 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第9 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第10 議案第44号 非農地証明願について
- 第11 議案第45号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第12 議案第46号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について

沼尾洋克事務局長

それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席農業委員は、11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、19名中19名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

星 一 徳 議 長 　　ただ今から、令和2年7月 日光市農業委員会総会を開会いたします。  
沼尾洋克事務局長 　　本日の議事日程につきまして、沼尾事務局長に朗読させます。  
星 一 徳 議 長 　　（ 議事日程を朗読 ）  
　　　　　　　　　　それでは、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名いたしたいと思います。2番石下富士男委員、3番青木渡委員のご両名を指名いたします。  
　　　　　　　　　　なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の赤松主幹を指名いたします。

星 一 徳 議 長 　　日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。  
　　　　　　　　　　（ 「異議なし。」との声あり ）  
　　　　　　　　　　異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。  
　　　　　　　　　　それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

星 一 徳 議 長 　　日程第3、報告第18号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
　　　　　　　　　　（ 川村光代主任挙手 ）  
　　　　　　　　　　はい、川村主任お願いします。

川 村 光 代 主 任 　　総会資料1ページとなります。報告第18号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月の5条申請は3件ございました。許可書につきましても3件交付いたしました。譲渡人、譲受人及び土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和2年6月22日。許可日および指令番号につきましては、令和2年6月22日、日農委指令第5-12号から14号で許可書を発行しております。以上でございます。  
　　　　　　　　　　ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございますか。

星 一 徳 議 長 　　（ 「なし。」との声あり ）  
　　　　　　　　　　よろしいですか。  
　　　　　　　　　　（ 「はい。」との声あり ）

星 一 徳 議 長 　　それでは次に移ります。  
日程第4、報告第19号「農地法第18条（通知）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
　　　　　　　　　　（ 大島尚美副主幹挙手 ）  
　　　　　　　　　　はい、大島副主幹お願いします。

大 島 尚 美 副 主 幹 　　報告第19号「農地法第18条（通知）について」ご説明いたします。総会資料は2ページから3ページとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人、借人の住所、氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。1番が農地法第3条関係の解約、2番から5番が利用権の解約になり、2番が農業委員会扱い、3番から5番が日光市農業公社扱いに関する案件となります。以上ご報告いたします。

星 一 徳 議 長 　　はい、ありがとうございます。報告でございますが、何かお気づきの点がございましたらご発言をお願いいたします。  
　　　　　　　　　　（ 「なし。」との声あり ）  
　　　　　　　　　　よろしいですか。  
　　　　　　　　　　（ 「はい。」との声あり ）

星 一 徳 議 長

それでは次に移ります。

日程第5、推薦第4号「日光市工場等立地審議会委員の推薦について」を議題といたしまして、事務局の説明を求めます。

( 赤松規子主幹挙手 )

はい、赤松主幹。

赤 松 規 子 主 幹

推薦第4号「日光市工場等立地審議会委員の推薦について」ご説明いたします。総会資料4ページをお開きください。日光市工場等立地審議会委員について、推薦者委員1名の推薦を求めるもので、任期は2年間となっております。

日光市工場等立地審議会は、市の産業振興の推進を図るとともに、雇用機会の拡大及び地域経済の活性化のために設置されており、日光市工場等立地条例施行に際して、公平性・透明性などの確保のため審議を行うものです。以上です。

星 一 徳 議 長

この委員の推薦については、どのような方法で選任すればよろしいかお諮りいたします。

( 「議長一任。」の声あり )

ただいま、議長一任ということですが、ご異議ございませんか。

( 「異議なし。」との声あり )

それでは、日光市工場等立地審議会委員には、江連一彦委員にお願い致したいと思います。賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、推薦第4号「日光市工場等立地審議会委員の推薦について」は、江連一彦委員を推薦することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、日程第6、推薦第5号「日光市野生鳥獣対策協議会委員の推薦について」を議題といたしまして、事務局の説明を求めます。

( 赤松規子主幹挙手 )

はい、赤松主幹。

赤 松 規 子 主 幹

推薦第5号「日光市野生鳥獣対策協議会委員の推薦について」ご説明いたします。総会資料5ページをご覧ください。日光市野生鳥獣対策協議会委員について、推薦者委員1名の推薦を求めるもので、任期は2年間となっております。

日光市野生鳥獣対策協議会は、野生鳥獣による生活環境及び農林水産物への被害並びに自然生態系への影響について、適正な野生鳥獣の被害対策等を調査・検討し、その推進にあたるため設置されております。以上です。

星 一 徳 議 長

事務局の説明が終わりました。この委員の推薦については、どのような方法で選任すればよろしいかお諮りいたします。

( 「議長一任。」の声あり )

ただいま、議長一任ということですが、ご異議ございませんか。

( 「異議なし。」との声あり )

それでは、日光市野生鳥獣対策協議会委員には、増淵勝農業委員にお願い致します。賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、推薦第5号「日光市野生鳥獣対策協議会委員の推薦について」は、増淵勝委員を推薦することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、日程第7 推薦第6号「日光市農業成長戦略推進会議委員の推薦について」を議題といたしまして、事務局の説明を求めます。

( 赤松規子主幹挙手 )

はい、赤松主幹。

赤松規子主幹

推薦第6号「日光市農業成長戦略推進会議委員の推薦について」ご説明いたします。総会資料6ページをお開きください。日光市農業成長戦略推進会議委員について、推薦者は委員1名で、会長の職を以て充てることになっております。任期は2年間です。

星一徳議長

日光市農業成長戦略推進会議は、日光市の特色を活かした新しい農業の確立に向けて策定した日光市農業成長戦略計画の推進について、市民から必要な意見を求めるために設置されております。以上です。

ただいま報告・説明が終わりました。この人事案件については会長宛職という事ですがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声あり)

それでは異議がないようですので、日光市農業成長戦略推進会議委員に、私、星を推薦することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、推薦第6号「日光市農業成長戦略推進会議委員の推薦について」は、私、星を推薦することに決しました。

星一徳議長

日程第8、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は担い手育成部会が担当しております。吉原部会長から全体説明をお願いします。

(吉原廣康農業委員挙手)

はい、吉原廣康農業委員。

吉原廣康農業委員

7月16日、担い手育成部会において現地調査を実施いたしましたのでその概要をご説明いたします。まず、班編成ですが、2班に分かれて実施いたしました。第1班は私と、齋藤薫委員、神山順治委員、谷野三枝委員、事務局から沼尾局長、川村主任。第2班は石下富士男副部会長、小池毅委員、岡部正一郎委員、星一徳会長、事務局より赤松係長と鯉沼主査です。発表者を紹介いたします。農地法第3条の1番が石下富士男委員、農地法第5条の1番及び2番が小池毅委員、3番が谷野三枝委員、4番が齋藤薫委員、5番及び6番が岡部正一郎委員、7番及び8番が神山順治委員、9番が谷野三枝委員、非農地証明願の1番を小池毅委員、2番を神山順治委員、3番を齋藤薫委員、4番を谷野三枝委員、5番が岡部正一郎委員となっております。よろしく願いいたします。

星一徳議長

ありがとうございます。ただいま吉原部会長から全体の説明がありました。それでは、3条の番号1番について担当委員の報告を求めます。

(石下富士男農業委員挙手)

はい、石下富士男農業委員お願いいたします。

石下富士男農業委員

私は議案第42号の1番を担当いたしましたのでご説明いたします。譲渡人、譲受人及び申請地等は申請のとおりです。申請地は日光市小林地内、小林小学校付近の交差点から西へ約1キロメートル、県道今市～氏家線の塩野室郵便局より東に約250メートルに位置した場所になります。自宅前にある畑が申請地です。登記簿地目及び現況は田と畑です。こちらが現地調査の写真です。譲受人は農地を適正に管理し、夫婦二人で耕作しております。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

星一徳議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について吉原部会長から報告願います。

(吉原廣康農業委員挙手)

はい、吉原部会長お願いいたします。

吉原廣康農業委員

ただいまの説明のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

星 一 徳 議 長 部会長の報告が終わりました。担い手育成部会以外の委員の皆さんのご意見等をお受けいたします。  
 ( 「なし。」との声あり )  
 よろしいですか。  
 ( 「はい。」との声あり )

田 井 哲 農 業 委 員 無ければ考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。  
 星 一 徳 議 長 ございません。  
 それでは質疑を終結し、採決を行います。3条番号1番については、この原案のとおり『許可』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
 ( 挙手全員 )  
 挙手全員であります。よりまして、3条番号1番はこの原案のとおり『許可』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長 続きます。日程第9、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。はじめに、番号1番及び2番について担当委員の報告を求めます。  
 ( 小池毅推進委員挙手 )  
 はい、小池毅推進委員お願いします。

小 池 毅 推 進 委 員 私は、議案第43号の番号1番及び番号2番を担当いたしました。初めに、番号1番ですが、総会資料8ページの1番・2番、5条申請4番・5番の案件は同一事業ですので、一括にて説明いたします。本申請は、日光市塩野室地内におきまして、砂利採取及び搬入出道路として一時転用する案件です。貸し人、借り人及び申請地等は申請のとおりです。位置図による説明ですが、塩野室地区センターから県道今市～氏家線を西へ1.5キロメートルほど進み、その先市道今市～塩野室線に入ったところが申請地で、塩野室地区センターから西へ2.5キロメートルほどの場所に位置します。1番の申請がこちらの砂利採取の搬入道路で、2番の申請がこちらの砂利採取場所になります。搬入出道路については昨年申請がされており、1年間の許可期間が過ぎるため今回継続の申請を行うものです。碎石予定地の東側に塩野室用水の幹線水路が通っています。こちらが砂利碎石予定地です。表土置場については山林になるため農地の転用はございません。現地には貸し人と借り人が立ち会いました。登記簿地目は現況共に畑です。以上の事から周りに及ぼす影響はないものと考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長 ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について吉原部会長から報告願います。  
 ( 吉原廣康農業委員挙手 )  
 はい、吉原部会長お願いいたします。

吉 原 廣 康 農 業 委 員 現地調査後の検討会議で話がありまして、今回の砂利採取申請箇所のご近所を塩野室用水の幹線がございまして、そのため、幹線用水に被害を及ぼさないように採取するよう事務局から指導するよう意見がありましたので報告いたします。

星 一 徳 議 長 それでは、事務局は文書で出すのですか。はい、鯉沼主査。  
 鯉 沼 慶 主 査 はい、内容としましては「申請地付近を流れる幹線水路に影響を及ぼさないよう事業を進めてください。」というような意見書を用意しております。以上となります。

星 一 徳 議 長 はい、ありがとうございます。これを踏まえまして委員の皆さんから何かありましたらご意見をお受けいたします。  
 ( 「なし。」との声あり )  
 それでは考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員  
星一徳議長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。5条番号1番及び番号2番については、この原案のとおり『許可』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、5条番号1番及び番号2番はこの原案のとおり『許可』とすることに決しました。

星一徳議長

続きまして、5条番号3番について担当委員の報告を求めます。

( 谷野三枝推進委員挙手 )

はい、谷野三枝推進委員お願いします。

谷野三枝推進委員

私は、議案第43号の3番を担当いたしました。総会資料8ページをご覧ください。貸し人、借り人及び申請地は申請のとおりです。申請地は日光市瀬川地内におきまして、賃貸借により資材置場を目的とした5条申請です。日光市役所から北西約1.2キロメートルに位置します。国道121号線を鬼怒川方面に200メートルほど進み、右折して進み突き当りが申請地です。登記簿地目は畑と山林です。現況は畑と田です。北側と東側が山林、南側と西側が雑種地です。現地には杭打ちがしてあり行政書士が立ち会いました。借り人は太陽光発電設備販売施工を主な業とする法人で、流通コスト削減のため栃木県北部での資材を保管する場所の確保が急務となり、資材置場敷地として利用したく申請するものです。敷地内にソーラーパネル置場、車両置き場及び重機等置場を設ける計画です。給水・配水はございません。雨水は敷地内浸透処理とします。総事業費は自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。以上の事から周りに及ぼす影響はないものと考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星一徳議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について吉原部会長から報告願います。

( 吉原廣康農業委員挙手 )

はい、吉原部会長お願いいたします。

吉原廣康農業委員

畑を資材置き場にする賃貸借する案件で、ただいま説明があったとおり、許可相当と考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星一徳議長

部会長の報告が終わりました。担い手育成部会以外の皆様方のご意見等がございましたらお受けしたいと思っております。特段よろしいでしょうか。

( 「なし。」との声あり )

それでは考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。ございません。

田井哲農業委員  
星一徳議長

それでは質疑を終結し、採決を行います。5条番号3番については、この原案のとおり『許可』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、5条番号3番はこの原案のとおり『許可』とすることに決しました。

星一徳議長

続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

( 齋藤薫推進委員挙手 )

はい、齋藤薫推進委員お願いします。

齋藤薫推進委員

私は、議案第43号の4番を担当いたしました。総会資料8ページをご覧ください。譲渡人・譲受人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は日光市大室地内におきまして、売買により一般住宅を目的とした5条申請です。申請地は今市工業高校から東へ約200メートルに位置しています。県道今市～氏家



線から市道を左に入り約270メートル進んだ所が申請地です。登記簿地目及び現況共に畑です。周囲の状況は北側が譲渡人の畑、東側は雑種地、西側は市道、南側は公衆用道路です。現地には譲渡人、譲受人及び行政書士が立ち会いました。申請地を宅地に利用する計画で杭打ちがしてありました。給排水は公共の上下水道を利用します。雨水は敷地内浸透処理とします。以上の事から周りに及ぼす影響は無いものと考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について吉原部会長から報告願います。

( 吉原廣康農業委員挙手 )

吉原廣康農業委員

はい、吉原部会長お願いいたします。

売買で一般住宅を建築する案件ですが、周りに及ぼす影響はないと考えますので、許可相当と思われます。以上です。

星 一 徳 議 長

部会の報告が終わりました。担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

田井哲農業委員

それでは考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決を行います。5条番号4番については、この原案のとおり『許可』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、5条番号4番はこの原案のとおり『許可』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号5番及び番号6番について担当委員の報告を求めます。

( 岡部正一郎推進委員挙手 )

岡部正一郎推進委員

はい、岡部正一郎推進委員お願いします。

私は、議案第43号の番号5番及び番号6番を担当いたしました。関連議案となりますので一括にて調査報告をさせていただきます。本申請は、日光市佐下部地内におきまして、5番は太陽光発電設備を目的として転用する案件、6番は工事車両の進入路を目的として転用する案件です。貸し人、借り人及び申請地等は申請のとおりです。国道121号線の栗原交差点から西へ約1.3キロメートル進んだ右手に申請地があります。登記簿地目及び現況共に田です。5番の周囲の状況は北側が山林、東側は田、西側は水路と田、南側は水路と公衆用道路です。6番の周囲の状況は北側が田、東側は青地、西側は田、南側は公衆用道路です。現地には6番の案件の貸し人、5番の案件の借り人の営業担当者とその事務の行政書士が立ち会いました。5番の案件ですが、申請地に太陽光発電設備を設置する計画です。給排水はありません。周囲はネットフェンスを設置して、雨水は敷地内浸透処理とします。パネル324枚、売電価格は18円という話でした。ネットフェンスを設置するという事で、大雨の際、隣接地に雨水が流れ込んで困ると話したところ、設備設置の担当者と相談をして今月の総会までに事務局に報告するという話でした。資金計画の総事業費は自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。借り人は、自然エネルギーを利用した発電装置並びに関連機器の開発、販売、運営に関する業務を主な業とする、平成26年に設立された資本金9,000万円の株式会社です。次に6番の案件ですが、工事車両の進入路としてプラスチック板を敷いて利用するという話でした。6番の案件の備考欄に地上権について書かれておりますが、貸し人が現地に立ち会って、使用貸借のみに変更する旨の申出があり、行政書士も承知したと回答しておりました。以上の事から周りに及

星 一 徳 議 長

ばす影響はないものと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。  
ありがとうございました。事務局から報告はありますか。

( 川村主任挙手 )

はい、川村主任。

川 村 光 代 主 任

只今岡部委員からもお話がありましたが、「現地調査の際に、雨水の流出対策という事で、申請地の南側は公道であり、西側は農地であることから、どちらも雨水の流入があると土地自体に影響を与える可能性があります。そのため土地の南側と西側の境界付近に土盛りを実施いたします。高さは30～50センチメートルを想定しております。造成するうえで現地合わせを実施し、そのうえで傾斜等の影響を考えて高さを高くする可能性もあります。よろしく申し上げます。」という内容で、本日午前中に申請人の代理人である行政書士から文書が届きました。また進入路については、今年の12月31日まで地上権設定という事でしたが、今回それを訂正し、それも本日の午前中に使用貸借権という事で書類が届いております。以上でございます。

星 一 徳 議 長

それでは、部会長から報告をお願いします。

( 吉原廣康農業委員挙手 )

はい、吉原部会長お願いいたします。

吉 原 廣 康 農 業 委 員

番号5番及び番号6番については、周りに及ぼす影響はないものと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

部会の報告が終わりました。担い手育成部会以外の委員の方からご意見等ございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

それでは考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。ございません。

田 井 哲 農 業 委 員

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号5番及び番号6番については、この原案のとおり『許可』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、5条番号5番及び番号6番は、この原案のとおり『許可』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、5条番号7番及び番号8番について担当委員の報告を求めます。  
( 神山順治推進委員挙手 )

はい、神山順治推進委員お願いします。

神 山 順 治 推 進 委 員

私は、議案第43号の番号7番及び番号8番を担当いたしました。7番と8番の案件は転用目的が同一な申請のため一括にて説明いたします。貸し人・借り人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は、日光市森友地内におきまして、店舗及び駐車場用地を目的として転用する案件です。日光市役所から東へ約1.7キロメートルに位置します。国道119号線を宇都宮方面に進み、森友交差点から北に400メートルほど入ったところが申請地です。登記簿地目は山林で現況は田です。周囲の状況は西側が道路、北側、東側、南側は田です。現地には貸し人と設計業者の方が立ち会い、杭打ちがしてありました。申請地はドラックストアと駐車場で利用する計画です。店舗面積は約1,869平米、約544坪の面積です。こちら側に駐車場と通路を設けます。周囲は擁壁を設置しネットフェンスで囲うという事でありまして、こちらに浸透柵を設置して周辺農地への影響に配慮します。給水は公共の上下水道が入っております。現在水稻が作付けしてありますので、工事等については収穫後に実施するとの事です。なお、申請地は都市計画法上の用途地域に該当します。また農地につきましては第3種農地となっております。以上の事から周りに及ぼす影響はないものと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。



星 一 徳 議 長  
吉原廣康農業委員

ありがとうございました。それでは、現部会長から報告をお願いします。  
( 吉原廣康農業委員挙手 )

はい、吉原部会長お願いいたします。

賃貸借で大規模な貸店舗を建設する案件ですが、周辺にはJAや店舗などが立ち並んでおります。調査の結果、周りに及ぼす影響はないものと思われまので、許可相当と考えます。以上です。

星 一 徳 議 長

ほかの委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 意見等なし )

それでは考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。ございません。

田井哲農業委員  
星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決を行います。5条番号7番及び番号8番については、この原案のとおり『許可』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、5条番号7番及び番号8番はこの原案のとおり『許可』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、5条番号9番についてですが、事務局から説明することがありましたらお願いします。

( 川村光代主任挙手 )

はい、川村光代主任。

川 村 光 代 主 任

皆様の机にお配りしておりますが総会資料9ページの9番が追加となっておりますのでこちらをご覧いただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

星 一 徳 議 長

それでは、番号9番について担当委員の報告をお願いします。

( 谷野三枝推進委員挙手 )

はい、谷野三枝推進委員お願いします。

谷 野 三 枝 推 進 委 員

私は、議案第43号の番号9番を担当いたしました。貸し人・借り人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は、日光市板橋地内において、一般住宅を目的とした5条申請です。申請地は板橋地内南原小学校から南に約750メートルの所に位置します。国道121号線の角にあるドラックストアから東に200メートル進み、右折して150メートルの所が申請地です。登記簿地目及び現況は畑です。周囲の状況は東側が山林、西側が市道、南側が宅地で北側が道路です。現地には家屋調査士事務所の職員が立ち会いました。申請地を一般住宅にする計画です。給排水は公共の上下水道を利用します。雨水は敷地内浸透処理とします。以上の事から周りに及ぼす影響はないものと考えますので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、部会長から報告をお願いします。

( 吉原廣康農業委員挙手 )

はい、吉原部会長お願いいたします。

吉 原 廣 康 農 業 委 員

賃貸借で一般住宅を建設する案件ですが、調査の結果周りに及ぼす影響がないという事で、許可妥当と考えます。以上です。

星 一 徳 議 長

部会の報告が終わりました。ほかの委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

それでは考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。ございません。

田井哲農業委員  
星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決を行います。5条番号9番については、この原案のとおり『許可』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、5条番号9番は、この原案のとおり『許可』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、日程第10、議案第44号「非農地証明願について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

( 小池毅推進委員挙手 )

はい、小池毅推進委員。

小 池 毅 推 進 委 員

私は、議案第44号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市小林地内において山林として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。願出地は、小林橋南交差点から南に約2キロメートルの所で栃木県ドックセンターの手前約800メートルの場所に位置します。登記簿地目は畑、現況は山林です。周囲の状況は、東側・西側・北側は山林、南側は道路です。平成7年撮影の空中写真が添付されておりますので、20年以上経過しております。願出地は昭和58年9月に贈与により願出人の所有となりましたが、当時から既に山林となっており現在に至っております。現地は行政書士が立ち会いました。以上の事から、証明することに問題は無いと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について吉原部会長から報告願います。

( 吉原廣康農業委員挙手 )

はい、吉原廣康農業委員。

吉 原 廣 康 農 業 委 員

平成7年の航空写真が添付されており、問題はないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで他の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

よろしいですか。

( 「はい。」との声あり )

田 井 哲 農 業 委 員

星 一 徳 議 長

それでは考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

ございません。

それでは質疑を終結し、採決いたします。非農地番号1番については原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、非農地番号1番は原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

( 神山順治推進委員挙手 )

はい、神山順治推進委員。

神 山 順 治 推 進

私は、議案第44号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市吉沢地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。願出地は、吉沢地内で日光市役所から南東へ約400メートルの場所に位置しております。近くにハローワークがありますが申請地はこちらになります。登記簿地目は田、現況は宅地です。周囲の状況は、東側は道路、西側は青地、南側と北側は宅地です。願出地は、昭和52年10月に隣接の594-6に居宅が建築されて以来、隣接地とともに宅地として一体的に利用され現在に至っております。平成7年撮影の空中写真が添付されておりますので42年以上が経過しています。現地には測量業者が立ち会い、杭打ちがされて

おりました。以上の事から証明することに問題は無いと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について吉原部会長から報告願います。

( 吉原廣康農業委員挙手 )

吉原廣康農業委員

はい、吉原廣康農業委員。

願出地は近所ですが、古くからこの建物として建っていることを確認していますので、何ら問題ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで他の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

よろしいですか。

( 「はい。」との声あり )

田 井 哲 農 業 委 員

それでは考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。非農地番号2番については原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、非農地番号2番は原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めまます。

( 齋藤薫推進委員挙手 )

齋 藤 薫 推 進 委 員

はい、齋藤薫推進委員。

私は、議案第44号の3番を担当いたしました。本申請は、日光市森友地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等は申請のとおりです。願出地は、森友地内の県道今市～氏家線の今市工業高校から南東へ、約200メートル進んだ左手に位置します。登記簿地目は畑、で現況は宅地であります。平成7年撮影の空中写真が添付されておりますので24年以上経過しておりますが、現地家屋は既に解体が始まっておりました。現地には願出人と行政書士ではなく、施工会社の総括部長が委任状を持って来て立ち会いました。周囲の状況は、東側と南側と北側は宅地、西側は道路です。こちらが壊されているところです。以上です。

星 一 徳 議 長

それでは、担当部会長の報告の前に事務局から説明願います。

( 鯉沼主査挙手 )

鯉 沼 慶 主 査

はい、鯉沼主査。

現地の家屋は解体が始まっておりました。本来非農地証明の場合は建物と航空写真を照らし合わせて20年以上前からその状況であるという調査をして証明になるのですが、壊してしまっているという事で、一旦解体工事を中断していただき相手方に話をして理由書を添付していただきました。理由書には「非農地証明申請における解体工事着手の件についてご報告申し上げます。日光市森友の農地に対して非農地証明の申請をいたしました。が、現地立会いの前に建物が無いと証明が出ないという事を認識しておらず、非農地証明申請後の7月8日より既存家屋の解体工事に着手してしまいました。新築工事を非農地証明申請後の8月上旬に予定していた事もあり、このような工程を組んでおりました。大変申し訳ございませんが寛大な措置をお願い申し上げます。」という内容で添付されております。提出された理由書ですが、申請人が土地の所有者ではなく

解体している施工業者になりまして、本来非農地証明は土地の所有者でなくても申請ができるという事になっていますが、土地の所有者から受けた委任状の氏名部分が印字されたもので、所有者本人が作ったものか確認ができないようなものであったため、委任状も差替えという事で至急の提出をお願いしました。その後所有者直筆の委任状が提出されました。さらに、その理由書と非農地証明願に施工業者の方の名前しか入っていなかったのも、業者名と役職名を入れた形で訂正させたという事になります。以上です。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について吉原部会長から報告願います。

( 吉原廣康農業委員挙手 )

吉原廣康農業委員

この案件は当初問題がありましたが、検討委員会の意見を受けて事務局が連絡・対応して総会までに書類が整ったので証明妥当と考えます。以上です。

星 一 徳 議 長

ほかの委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 江連一彦農業委員挙手 )

江連一彦農業委員

はい、江連委員。

星 一 徳 議 長

申請人は土地の所有者でなくても良いのですか。

非農地証明申請は定義が無く誰でも申請できることになっています。ただ、検討委員会において、所有者本人以外が申請できるといっても親子など調べられる範囲なら良いと思うが、全くの第三者がいきなり申請できるのは如何かという意見があった。

田井哲農業委員

なぜ、土地所有者名で申請が出せなかったのですか。所有者が申請者ならば問題にならなかったのではないですか。

星 一 徳 議 長

理由書に書いてあったように施工業者が壊してしまったという事です。

田井哲農業委員

業者が家屋を壊してしまったとしても所有者が申請人でないと書類的にどうなのでしょう。

星 一 徳 議 長

工事工程を決めて土地の所有者に話してしまったので言えなかったのではないですか。業者で「知りませんでした。」というのは本来おかしい話です。今回部会長は大変だったと思いますが、先程説明があったとおりに差替えや修正を指導して何とか証明できるよう調整してくれました。事務局も申請のあり方については良く検討をして、運用規約に本人以外でも申請できると書いてあっても親子とか子供とか大体判断ができる範囲で受けられるのではないのでしょうか。

江連一彦農業委員

所有者本人が知らないうちに第三者や業者が申請できるというのは問題だと思うので、今後は申請受付の時に事務局が判断できるよう検討した方が良いでしょう。

田井哲農業委員

なぜ、土地の所有者を申請者に出来なかったのでしょうか。

星 一 徳 議 長

土地の所有者が申請人であれば素人なので「知りませんでした。」といっても納得できます。しかし、業者が出してきて知らないは無い。この案件は次回に送りますか。本人申請なら問題が無いという事はわかります。しかし、これは申請受付時に差し戻しをしておらず受付をしているので、事務局長の考えを説明願います。

( 沼尾洋克事務局長挙手 )

沼尾洋克事務局長

はい、沼尾事務局長。

今後は、身内等以外の第三者が申請者となる場合は委任状を付けてもらう事にしたいと思います。また、本来は所有者本人から申請してもらうというのを基本の形にして、どうしても本人の申請は難しいというケースで第三者の場合は委任状を付けるという形で行きたいと思います。

田井哲農業委員

受付の段階でそれが処理されていけば何も問題はないでしょう。受付の際に本人から出せないのかと指導するのが事務局ではないですか。受付時に基準に

合致しているから良いという事ではなく、わからない申請者には窓口で指導していかないと農業委員も困ってしまいます。受付して農業委員に出されてから対応するのは物凄く労力を使うので、事務局の段階で対応できれば難しくならないと思います。今後十分気を付けていただきたい。

星 一 徳 議 長  
鯉 沼 慶 主 査

これはどのような経緯で提出してきたのですか。

今回の申請者が書類を揃えた状態で持って来られて「本人に確認が取れているので大丈夫ですから。」と言って提出して行きました。提出時私が不在だったので、その後本人以外でも申請はできるという事を確認したのでこのまま進めてしまったという事です。

星 一 徳 議 長

私も本人申請に替えてもらうように事務局から再三伝えたのですが、替えてもらえなかったのですよね。

鯉 沼 慶 主 査

はい。「家屋の取り壊しを始めたので本人も遠くにいて今更本人にももらえない。」という事でした。

江連一彦農業委員

今後は、基本は所有者申請であるという事を明確に示せるようにしておいた方が良いでしょう。

沼尾洋克事務局長

非農地証明申請を出してもらうためにお渡しするメモがあるのですが、今後はそのメモに「委任状を付けてもらう場合があります。」という文言を追加するとともに、申請書の様式にも委任状のチェック欄を設けて対応したいと思います。先程申しましたとおり、基本は所有者本人または身内の方の申請で行くというのが一つ。どうしても第三者でないと難しいという場合は委任状等をしっかり取るという申請の形を取りたいと思います。

田井哲農業委員

今回、委任状は取ったのですか。

鯉 沼 慶 主 査

はい、所有者の方に書いて頂いた委任状が添付されています。

田井哲農業委員

その辺をよく整理してもらい、今回は相手方にも基本を良く説明して許可をするという事で宜しいと思います。

星 一 徳 議 長

今まで非農地証明の申請が第三者で出された案件を見たことがありません。そもそも非農地証明は始末書行為です。今回の担当者は「ほかの自治体では基礎があれば大丈夫だった。申請は誰でもできることになっているでしょう。」と窓口で言ったと聞いていますが、壊して建物が無くなったのなら農地復元できますねという話になります。登記の問題や建築確認の段階、底地の抵当の問題になってから問題が発覚したので慌てたし、工程が決まっているので所有者には言えなかったのだと思います。それなら素直に謝ってくるように伝えたのですがそれでもだめでした。今後は窓口の申請受付対応を十分検討して申請者に説明するという事でよろしいですか。

沼尾洋克事務局長

申請者の話では、非農地証明の申請は所有者でなく第三者でも出せるという事なので申請したと当初話しをしていました。それにしても単に個人名だけではどこの人かわからないという事で、申請書や委任状に会社名と役職名を記入したものに差替えをお願いした経緯があります。確かに地権者本人が申請する事が一番良いのですが、ルール上はあくまでも第三者でも申請が出せる事になっているため、今回申請者に瑕疵があるかというと瑕疵があるとまでは言えないという部分があります。そのため非農地証明は出してあげるべきと考えます。非農地証明については、誰が申請したのかという事が重視されるものではなく、この土地は農地ですか、農地じゃないですかという証明なので、農業委員の議決により「農地ではありません。」という証明を出すものです。登記書は農地か農地じゃないかという所を見て地目変更をするわけですが、地目変更の登記は第三者が出しても出来るものではなくて、代理人や本人でないと登記はできませんので、非農地証明が出たとしても第三者が登記を出来るという事ではありません。

田井哲農業委員

それでは壊してしまったので証明できないという事でこちらは対応します



沼尾洋克事務局長

か。

難しいところですが、壊したから駄目だという事も正直根拠が薄いと思います。非農地証明に関しては全国的に見ても厳しいところと緩いところがあり自治体によって対応がまちまちのようです。非農地証明の基準が緩いところは、コンクリート基礎が残っていれば良いという所もあるようです。そのため判断は難しいですが、今回は建物がまだ大部分が残っていますので、壊し始めてしまったから証明を出さないのは如何なものかと思います。

田井哲農業委員

それでは、今回は不明確な所があるため差し戻しをするという事もあると思います。しかし、書類を整えて出し直していただきと言ってもこれは間に合いませんよね。農業委員会が差し戻すと言った場合はどうなのでしょう。

星一徳議長

差し戻せるだけのファクターはないですよ。受付はしました。審議はしましたという中で差し戻しは出来ないと思います。それなので先程から話が出ているように事務の整理が必要になってくるわけです。

田井哲農業委員

今回は窓口でもいろいろあったし、裏付けとして書類も整えたので、今後はきちんと整理をしていくという事を前提とすれば、今後窓口も扱いやすくなるし、業者はいずれにしても建て主が間に合わないのので証明は出すという事で妥協点があるのではないかと考えます。

星一徳議長

申請受付の入り口の部分で十分精査してから総会に提出するように事務局に話をしました。特に非農地証明は行政サービスで、瑕疵を犯したのは地権者ですが悪意の時効の20年で仕方がなく切っているという事なので十分注意してもらいたい。よろしいですか。

(「はい。」の声あり。)

それでは質疑を終結し、採決いたします。非農地番号3番については原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、非農地番号3番は原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星一徳議長

続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

(谷野三枝推進委員挙手)

はい、谷野三枝推進委員。

谷野三枝推進委員

私は、議案第44号の4番を担当いたしました。本申請は、日光市小代地内において山林として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。(位置図による説明)申請地は、小代地内、落合中学校から南東へ、約400メートルの場所に位置します。登記簿地目は畑、現況は山林です。周囲の状況は、東側は道路と宅地、南側は宅地、西側と北側は山林です。現地には願出人と行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。元々牧場の一部であったこともあり、自然林と畑が混在しておりました。昭和62年に居宅を新築して以来畑としての利用はされておらず現在に至っております。平成7年撮影の空中写真が添付されておりますので、20年以上経過しております。以上の事から、証明することに問題は無いと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星一徳議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について吉原部会長から報告願います。

(吉原廣康農業委員挙手)

はい、吉原廣康農業委員。

吉原廣康農業委員

ただいまの説明どおり、空中写真も添付されておりますので、証明妥当と考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星一徳議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで他の委員の方から



ご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

それでは考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員  
星一徳議長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決いたします。非農地番号4番については原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、非農地番号4番は原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星一徳議長

続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。

(岡部正一郎推進委員挙手)

はい、岡部正一郎推進委員。

岡部正一郎推進委員

私は、議案第44号の5番を担当いたしました。本申請は、日光市小百地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。願出地は、小百地内、小百小学校から西へ約600メートルの場所に位置します。登記簿地目は畑で現況は宅地になります。周囲の状況は、東側と西側は畑、南側は道路、北側は宅地です。申請地は明治元年ころから宅地への進入路として利用され現在に至っております。昭和24年撮影の空中写真が添付されておりますので20年以上経過しております。現地には願出人と土地家屋調査士が立ち会い、杭打ちがしてありました。以上の事から証明することに問題は無いと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星一徳議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について吉原部会長から報告願います。

(吉原廣康農業委員挙手)

はい、吉原廣康農業委員。

吉原廣康農業委員

空中写真が添付されております。証明することに何ら問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星一徳議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで他の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員  
星一徳議長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決いたします。非農地番号5番については原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、非農地番号5番は原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

(沼尾事務局長挙手)

はい、沼尾事務局長。

沼尾洋克事務局長

審議が2時間を超えてきましたので、ここで暫時休憩をしてよろしいでしょうか。

星一徳議長

はい、ここで暫時休憩いたします。

( 休憩 午後 4 時 21 分 ~ 午後 4 時 33 分 )

星 一 徳 議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 11、議案第 45 号「農業経営基盤強化促進法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

( 大島尚美副主幹挙手 )

大島尚美副主幹

はい、大島尚美副主幹。

議案第 45 号「農業経営基盤強化促進法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。今月は所有権移転および利用権設定の案件がございます。まず内容に入る前に、総会資料 12 ページの右上の公告日をご覧ください。令和 2 年 7 月 31 日公告予定となっております。先月までは、総会日の翌月の 15 日が公告となっております。公告日が総会と同月の月末になった経緯ですが、公告の事務を行う農林課からの依頼によるものです。農林課につきましても県からの依頼あり、変更することになりました。理由については議案第 46 号のところで説明させていただきます。

ではまず、所有権移転の案件になります。今月の所有権移転の件数は 2 件で、面積合計は 4 筆で 17,606 平米です。譲渡人・譲受人の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。

次に、利用権設定の案件ですが 総会資料は 13~14 ページになります。件数は 2 件、面積合計は 12 筆で 16,659 平米となります。内容は全て新規で、日光市農業公社扱いの案件となっております。設定をする者（貸人）・設定を受ける者（借人）の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。ただいま議案第 45 号についての報告及び説明が終わりました。この件について委員の皆様からご意見等をお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第 45 号「農業経営基盤強化促進法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」は、この原案のとおり農用地利用集積計画を「決定」することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、議案第 45 号「農業経営基盤強化促進法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」は、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。

星 一 徳 議 長

日程第 12、議案第 46 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

( 大島尚美副主幹挙手 )

大島尚美副主幹

はい、大島副主幹。

先ほどお話をいただいた公告日が総会と同月の月末に変更になった経緯ですが、県内他市町においては総会と同月末で公告を行っており、日光市も同月内での公告にして欲しいという要望が県の方からあったようです。理由はいくつかあるようで、農用地の売買事業や中間管理事業においては、間に県の公

社が入るために、通常でも手続きに3～4か月程度かかりますが、公告日が同月になることで期間の短縮になるとの事、また3月の総会の案件などは、今までは公告が4月になってしまうので、翌年度の案件となってしまうなどの不都合があったようです。さらに、先月説明させていただいたとおり、配分計画が無くなり集積計画一括方式になったため、今までは県での配分計画の公告によって完結するため、公告日は他市町と同日でしたが、これからは、市町での集積計画の公告のみで完結するため日光市だけ公告日がずれてしまうことなどが理由に上がっていたそうです。

では、議案第46号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」ご説明いたします。議案第46号ですが、本議案については、基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第10の3の（1）の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議を求められております。件数は1件で、面積合計は7筆で19,051平米となります。設定をする者（貸人）・設定を受ける者（借人）の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしく願います。以上です。

星 一 徳 議 長

議案第46号についての説明が終わりました。この件について委員の皆様からご意見等があればお受けいたします。

（「なし。」との声あり）

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第46号は原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よりまして、議案第46号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」は、この原案のとおり『決定』することに決しました。

星 一 徳 議 長

以上を持ちまして、本日の総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これを持ちまして、令和2年7月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

閉会 午後 4 時 45 分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

2 番 委 員

3 番 委 員